

文書名	認証業務規程別表 3
管理番号	B 0 3 - 0 8
承認日	2024年11月22日

別表 3 再調査手数料の額及び徴収方法（第 10 条第 2 項関係）

1. 再調査手数料

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の再調査につき 22,000 円

*併せて外国格付表示業者の認証を取得している者にあつては上記手数料の 3 割を加算する。

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の再調査につき 22,000 円

*併せて外国格付表示業者の認証を取得している者にあつては上記手数料の 3 割を加算する。

小分け業者

1 件の再調査につき 22,000 円

*併せて外国格付表示業者の認証を取得している者にあつては上記手数料の 3 割を加算する。

※上記の再調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 再調査手数料の按分について

再調査は認証業務規程第 3 2 条で求めた回答について、もしくは第 3 4 条第 4 項で求めた是正について、全面的または部分的な再調査が必要であると判定会が認めたときに行われるものであるが、再調査の実施の原因があきらかに認証申請者もしくは認証事業者の側にある場合は再調査に要した再調査手数料は全額を認証申請者もしくは認証事業者が負担するものとする。再調査の実施の原因があきらかに本会の側にある場合は再調査に要した再調査手数料は全額を本会が負担するものとする。そのどちらでもない場合は再調査後に本会と認証申請者もしくは認証事業者との間で協議して按分を決定するものとする。

3. 再調査手数料の徴収方法

再調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証申請者もしくは認証事業者に届いてか 1 か月以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

附則

1. この別表は 2010 年 3 月 1 日より施行する
2. 2013 年 11 月 30 日改定
3. 2014 年 2 月 11 日改定、同年 4 月 1 日より発効
4. 2017 年 1 月 31 日改定
5. 2018 年 3 月 11 日改定、2018 年 4 月 1 日より発効
6. 2019 年 7 月 2 日改定、2019 年 10 月 1 日より発効
7. 2022 年 9 月 30 日改定、2022 年 10 月 1 日より発効
8. 2024 年 11 月 22 日改定、同日より発効